

相続人代表者兼固定資産現所有者指定届書

年 月 日				
飛騨市長 あて				
地方税法第9条の2第1項及び、同法第343条第2項の規定により相続人代表者（現に所有する者）を下記のとおり届け出ます。				
1、被相続人				
住 所				
氏 名				
死 亡 日	年 月 日			
2、相続人代表者兼現所有者				
住 所	〒			
(フリガナ) 氏 名	⑩	被相続人 との続柄		
生 年 月 日	年 月 日	電話番号		
3、相続代表者兼現所有者以外の相続人				
住 所	氏 名	生年月日	被相続人 との続柄	相続 持分
4、その他				
該当する項目に✓を付けてください。 ☐ 登記手続中 ☐ 登記済（完了日： 年 月 日） ☐ しばらくの間、登記の予定なし ☐ 相続放棄（申述年月日： 年 月 日） ※相続放棄の場合、裁判所発行の申述書の写しを添付してください。				

- (注) 1、 この届出は固定資産の課税台帳上の所有者に関するものであり、登記簿の
所有権移転のためのものではありません。
- 2、相続権利者全員の合意のうえ提出ください。
- 3、相続登記が完了した時は、登記が優先します。

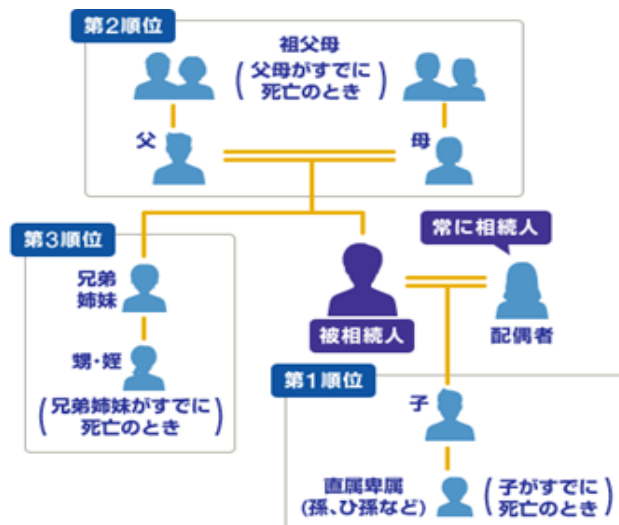
処理欄	土地	家屋	償却	口座

相続人代表者兼固定資産現所有者指定届書の提出について

この届出書は、亡くなられた方が所有する資産の相続が完了するまでの間、その資産に対する固定資産税の納税について代表となる方を届出いただくためのものです。相続開始後、お早めに提出をお願いします。

- (1) 固定資産税は、賦課期日である1月1日現在、土地・建物登記簿、土地・家屋課税台帳に登記又は登録されている方（以下「台帳上の所有者」といいます。）に課税することになっています。
- (2) 課税年度の賦課期日（1月1日）以後に台帳上の所有者が亡くなった場合は、被相続人にかかる地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができます。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければなりません。【地方税法第9条の2第1項】
- (3) 課税年度の賦課期日（1月1日）以前に台帳上の所有者が亡くなった場合は、同日においてその土地又は家屋を現に所有している方（相続人）が固定資産税の納税義務者となります。【地方税法第343条第2項】
配偶者は常に相続人となり、第一順位の子、第二順位の直系尊属、第三順位の兄弟の順番で相続人となります。
- (4) 登記が完了するまでは、相続人全員の共有物となり、その固定資産税は相続人が連帯して納税義務を負うこととなります。【地方税法第10条の2】
なお、未登記家屋については別途、「未登記家屋の所有権移転申請書」を提出ください。
- (5) 数人が連帯債務を負担するときは、債務者はその連帯債務者の一人に対し、又は同時にもしくは順次にすべての連帯債務に対し、全部又は一部の履行を請求することができることとなっています。【民法第432条】

参考：相続人の範囲と順位



【お問い合わせ】 飛騨市役所 税務課又は各振興事務所税務担当まで